

調査表4-1

市区町村別集計項目(推進体制等)

愛知県	
市区町村数	54

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)							
		担当課(室)名	所属			府内の有連絡会議	の有無			問3-1 有		問3-1 無	問4-1 有				
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
23	100	名古屋市	スポーツ市民局市民生活部 男女平等参画推進課	1	1	1	1	1	19	27	42	50					
23	201	豊橋市	市民協働推進課	1	2	1	1	1	豊橋市男女共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりを推進する条例	2004年3月31日	2004年4月1日	とよはしハーモニープラン2023-2026 豊橋市男女共同参画基本計画	2023年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
23	202	岡崎市	多様性社会推進課	1	2	1	1	1	岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例	2005年3月29日	2005年4月1日	ウィズプランおかざき 第5次岡崎市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2026年3月31日	1	1
23	203	一宮市	政策課	1	2	1	1				4	第4次一宮市男女共同参画計画	2024年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
23	204	瀬戸市	多様性協働課	1	2	1	1				4	第2次瀬戸市女性活躍推進計画 ・第4次瀬戸市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1
23	205	半田市	市民協働課	1	2	2	1	半田市男女共同参画推進条例	2005年7月12日	2005年7月12日	みんなが輝くチャレンジプラン (第3次半田市男女共同参画推進計画)	2022年4月	~	2032年3月	1	1	
23	206	春日井市	多様性社会推進課	1	2	1	1	春日井市男女共同参画推進条例	2003年3月20日	2003年4月1日	第3次かすがい男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1	
23	207	豊川市	人権生活安全課	1	2	1	1	豊川市男女共同参画推進条例	2009年3月23日	2009年4月1日	第3次豊川市男女共同参画基本計画	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1	1	
23	208	津島市	人権推進課	1	2	1	1				4	津島市男女共同参画プラン2030	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1	1
23	209	碧南市	市民協働部 地域協働課 地域協働係	1	2	2	2				4	第3次碧南市男女共同参画プラン	2024年4月1日	~	2034年3月31日	1	1
23	210	刈谷市	市民協働課	1	2	1	1	刈谷市男女共同参画推進条例	2019年9月30日	2019年10月1日	第3次刈谷市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1	
23	211	豊田市	多様性社会共創課 ジェンダー平等推進センター	1	1	1	1				4	クローバープランV (第5次とよた男女共同参画プラン)	2025年4月1日	~	2030年3月31日	1	1
23	212	安城市	市民協働課	1	2	2	1	安城市男女共同参画推進条例	2008年3月26日	2008年4月1日	第5次安城市男女共同参画プラン	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
23	213	西尾市	地域つながり課	1	2	1	1				4	第3次西尾市男女共同参画プラン	2024年4月1日	~	2034年3月31日	1	1
23	214	蒲郡市	協働まちづくり課	1	2	2	1				4	第3次蒲郡市男女共同参画プラン	2021年6月1日	~	2026年3月31日	1	1
23	215	犬山市	多様性社会推進課	1	2	2	1				4						2
23	216	常滑市	市民協働課	1	2	2	2				4						2
23	217	江南市	市民サービス課	1	2	1	1				4	第3次こうなん男女共同参画プラン	2022年4月	~	2032年3月	1	1
23	219	小牧市	多世代交流プラザ	1	2	2	1	小牧市男女共同参画条例	2003年3月28日	2003年4月1日	第4次小牧市男女共同参画基本計画 ハーモニーIV	2022年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
23	220	稻沢市	地域協働課	1	2	1	1				3	いなざわ男女共同参画プランIII	2021年4月1日	~	2028年3月31日	1	1
23	221	新城市	市民自治推進課	1	2	2	1				4	新城市パートナープラン 第2次新城市男女共同参画プラン	2020年4月	~	2032年3月	1	1
23	222	東海市	市民協働課	1	2	1	1	東海市男女共同参画推進条例	2004年9月29日	2004年11月1日	東海市男女共同参画プランIII	2016年4月1日	~	2026年3月31日	1	1	
23	223	大府市	女性活躍推進	1	1	1	1	おおぶ男女共同参画推進条例	2003年9月25日	2003年10月1日	おおぶ男女共同参画プランVI さんかく！おおぶ	2021年4月	~	2031年3月	1	1	
23	224	知多市	子ども若者支援課	1	2	1	1				4	知多市男女共同参画行動計画 (ウィズプランIII)	2021年4月	~	2031年3月	1	1
23	225	知立市	協働推進課	1	2	1	1				4	第3次知立市男女共同参画プラン (改定版)	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1
23	226	尾張旭市	多様性推進課	1	2	1	1	尾張旭市男女共同参画推進条例	2013年12月20日	2014年4月1日	第3次尾張旭市男女共同参画プラン	2025年4月1日	~	2032年3月31日	1	1	
23	227	高浜市	文化スポーツグループ	1	2	2	2				4	第7次高浜市総合計画	2023年4月	~	2033年3月	2	2

都道府県コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2025年4月1日現在で有効なもの)								
		担当課(室)名	所属			府内の連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有				問4-1 無		
						問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況				
23	228	岩倉市	協働安全課	1	2	1	1				4	岩倉市男女共同参画基本計画2021-2030	2021年4月1日	~	2031年3月31日	1	1	
23	229	豊明市	企画政策課	1	2	1	2				4	第3次とよあけ男女共同参画プラン(中間見直し版)	2021年4月1日	~	2026年3月31日	2	1	
23	230	日進市	地域共生課	1	2	2	1	日進市男女平等推進条例	2007年4月1日	2007年10月1日		第3次日進市男女平等推進プラン	2021年4月	~	2031年3月	1	1	
23	231	田原市	企画部企画課	1	2	2	1				4	田原市男女共同参画推進プランⅡ	2017年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
23	232	愛西市	市民協働課	1	2	1	1				4	第4次愛西市男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1	
23	233	清須市	教育部生涯学習課	2	2	2	1				4	第2次清須市男女共同参画プラン	2022年4月	~	2032年3月	1	1	
23	234	北名古屋市	まちづくり推進課	1	2	1	1	北名古屋市男女共同参画推進条例	2006年3月20日	2006年3月20日		第2次北名古屋市男女共同参画プラン	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
23	235	弥富市	市民協働課	1	2	1	1	弥富市男女共同参画推進条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第2次弥富市男女共同参画プラン	2021年4月	~	2031年3月	1	1	
23	236	みよし市	協働推進課	1	2	2	1	みよし市男女共同参画推進条例	2015年3月24日	2015年4月1日		みよし市男女共同参画プランパートナー2024-2033	2024年4月	~	2034年3月	1	1	
23	237	あま市	人権推進課	1	2	1	1	あま市男女共同参画推進条例	2012年3月23日	2012年4月1日		第2次あま市男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2032年3月31日	1	1	
23	238	長久手市	観光商工課	1	2	2	1	長久手市の男女共同参画を推進する条例	2009年3月31日	2009年4月1日		第4次長久手市男女共同参画基本計画	2024年4月	~	2029年3月	1	1	
23	302	東郷町	地域協働課	1	2	1	1	東郷町男女共同参画推進条例	2010年12月21日	2011年4月1日		第2次東郷町男女共同参画プラン	2018年4月1日	~	2028年3月31日	1	1	
23	342	豊山町	企画調整部 企画課	1	2	2	2				4	豊山町男女共同参画社会計画第3次レインボープラン	2022年4月	~	2032年3月	2	1	
23	361	大口町	地域協働部地域協働課	1	2	2	1				4	第五次おおぐち男女共同参画プラン	2023年4月1日	~	2027年3月31日	1	1	
23	362	扶桑町	地域協働課	1	2	1	1				4	第2次扶桑町男女共同参画プラン	2020年4月1日	~	2030年3月31日	1	1	
23	424	大治町	社会教育課	2	2	2	2				4						2	
23	425	蟹江町	政策推進室 政策推進課	1	2	2	1				4	第2次蟹江町男女共同参画プラン	2022年4月	~	2027年3月	1	1	
23	427	飛島村	総務部企画課	1	2	2	2				4	飛島村男女共同参画推進プラン2019-2028	2019年4月	~	2028年3月	1	1	
23	441	阿久比町	企画広報課	1	2	2	2				4	第2次阿久比町男女共同参画プラン	2017年4月	~	2027年3月	1	1	
23	442	東浦町	地域創造部住民自治課	1	2	2	1				4	第3次東浦町男女共同参画プラン	2022年4月	~	2032年3月	1	1	
23	445	南知多町	企画財政課	1	2	2	2				4	第2次南知多町男女共同参画計画	2018年4月	~	2032年3月	1	1	
23	442	美浜町	総務部地域戦略課	1	2	2	2				4	美浜町男女共同参画プラン	2013年4月1日	~	2026年3月31日	2	1	
23	447	武豊町	企画政策課	1	2	2	1				4	第3次武豊町男女共同参画プラン	2021年4月	~	2031年3月	1	1	
23	501	幸田町	企画政策課政策グループ	1	2	2	1				2	第3次幸田町男女共同参画プラン	2024年4月1日	~	2029年3月31日	1	1	
23	561	設楽町	企画ダム対策課	1	2	1	1				4	第二次設楽町男女共同参画基本計画	2019年4月	~	2029年3月	1	1	
23	562	東栄町	総務課	1	2	2	2				4	東栄町第1次男女共同参画プラン	2022年4月1日	~	2026年3月31日	1	2	
23	563	豊根村	振興課	1	2	2	2				4						2	

＜選択肢回答＞

所属
1 首長部局
2 教育委員会

府内連絡会議

1 有
2 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

1 2025年度中(2026年3月末)までの制定を目指し検討中
2 2026年度以降の制定を目指し検討中

3 その他

4 検討していない

男女共同参画に関する計画
女性活躍推進法の推進計画との関係

1 一体
2 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

1 単独計画として策定
2 総合計画の一部として策定

現在の状況
1 策定予定有
2 策定予定無

事務所掌
1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
2 1ではない

諮問機関

1 有
2 無

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 1

愛知県

都道府県コード	市区町村名	市町名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)							問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体							
			問6-1		問6-4 所在地等						施設管理		事業運営					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ		単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営		
		8									0	8	5	3	0	7	2	0
23 100	名古屋市	名古屋市男女平等参画推進センター	イーブルなごや	460-0015	愛知県名古屋市中区大井町7番25号		052-331-5288	052-322-9458	https://e-able-nagoya.jp/		○	○	○	○	○	○	○	
23 201	豊橋市	豊橋市男女共同参画センター	パルモ	441-8075	豊橋市神野ふ頭町3番地の22		0532-33-2822	0532-33-2810	https://www.city.toyohashi.lg.jp/10880.htm		○	○	○	○				
23 202	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ	Libra(りぶら)	444-0059	愛知県岡崎市康生通西4丁目71番地		0564-23-3100	0564-23-3165	https://www.city.okazaki.lg.jp/libra/		○	○			○			
23 203	一宮市																	
23 204	瀬戸市																	
23 205	半田市																	
23 206	春日井市	春日井市青少年女性センター	レディヤンかすがい	486-0844	春日井市鳥居松町2丁目247番地		0568-85-4401	0568-85-7890	https://www.city.kasugai.lg.jp/shisei/shisetsu/kouminkan/rediyan/index.html		○	○		○				
23 207	豊川市																	
23 208	津島市																	
23 209	碧南市																	
23 210	刈谷市																	
23 211	豊田市	豊田市ジェンダー平等推進センター	キラツ☆とよた	471-0034	豊田市小坂本町1-25 豊田産業文化センター2階		0565-31-7780	0565-31-3270	https://clover-toyota.jp/		○	○		○				
23 212	安城市																	
23 213	西尾市																	
23 214	蒲郡市																	
23 215	犬山市																	
23 216	常滑市																	
23 217	江南市																	
23 219	小牧市	小牧市まなび創造館女性センター		485-0041	愛知県小牧市小牧三丁目555番地		0568-71-9848	0568-71-9840	http://www.city.komaki.aichi.jp/		○	○		○				
23 220	稻沢市																	
23 221	新城市																	
23 222	東海市																	
23 223	大府市	大府市石ヶ瀬会館	ミューいしがせ	474-0035	愛知県大府市江端町4-1		0562-48-0588	0562-44-9144	misigase@ma.medias.ne.jp		○	○		○				
23 224	知多市	男女共同参画センター	ウイズ	478-0065	知多市新知東町2丁目7-2		0562-56-6305	0562-56-6305	https://www.city.chita.lg.jp/docs/201403090023/		○	○		○				
23 225	知立市																	
23 226	尾張旭市																	

都道府県コード	市区町村名	市町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)								問6-3 施設形態	問6-5 管理・運営主体					
			問6-1		問6-4 所在地等					施設管理		事業運営					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
23	227	高浜市															
23	228	岩倉市															
23	229	豊明市															
23	230	日進市															
23	231	田原市															
23	232	愛西市															
23	233	清須市															
23	234	北名古屋市															
23	235	弥富市															
23	236	みよし市															
23	237	あま市															
23	238	長久手市															
23	302	東郷町															
23	342	豊山村															
23	361	大口町															
23	362	扶桑町															
23	424	大治町															
23	425	蟹江町															
23	427	飛島村															
23	441	阿久比町															
23	442	東浦町															
23	445	南知多町															
23	442	美浜町															
23	447	武豊町															
23	501	幸田町															
23	561	設楽町															
23	562	東栄町															
23	563	豊根村															

調査表4-2

市区町村別集計項目(総合的な施設)No. 2

愛知県

都道府県コード	市区町村名	問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2025年4月1日現在で開設済の施設)														
				問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業								
				設置根拠条例	設置根拠2条例以外	自治体または施設(両方を含む)とNWECとの業務上の関わり	常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		1連携・協働	2広報啓発	3講座	4相談事業	5実態把握	6調査研究	7国際交流	8情報収集	9苦情処理
		8		8		15				7	8	8	7	1	3	0	7	0
23	100	名古屋市	名古屋市男女平等参画推進センター	2003年6月18日	○		○	11	20	28,920	○	○	○	○			○	
23	201	豊橋市	豊橋市男女共同参画センター	1994年5月2日	○		○	1	7	1,688	○	○	○	○			○	
23	202	岡崎市	岡崎市図書館交流プラザ	2008年11月1日	○		○	5	2	5,588	○	○	○	○			○	
23	203	一宮市					○											
23	204	瀬戸市																
23	205	半田市																
23	206	春日井市	春日井市青少年女性センター	1991年1月13日	○		○	8	5	50,192	○	○	○	○	○	○		
23	207	豊川市																
23	208	津島市					○											
23	209	碧南市																
23	210	刈谷市					○											
23	211	豊田市	豊田市ジェンダー平等推進センター	2005年4月1日	○		○	4	11	12,565	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画プランの策定、進捗管理
23	212	安城市					○											
23	213	西尾市																
23	214	蒲郡市																
23	215	犬山市																
23	216	常滑市																
23	217	江南市																
23	219	小牧市	小牧市まなび創造館女性センター	1995年9月21日	○		○	8	4	6,920	○	○	○	○	○	○		
23	220	稻沢市																
23	221	新城市					○											
23	222	東海市					○											
23	223	大府市	大府市石ヶ瀬会館	1989年4月1日	○			3	6	13,901	○	○	○	○				
23	224	知多市	男女共同参画センター	2000年4月1日	○		○	3	3	1,930	○	○	○	○			○	ウイズステーション:男女共同参画が生かされたまちづくりを目標とした人と情報のネットワークの拠点で、市民団体等の話し合いや活動のスペース
23	225	知立市					○											
23	226	尾張旭市					○											
23	227	高浜市																
23	228	岩倉市																
23	229	豊明市																
23	230	日進市																
23	231	田原市																
23	232	愛西市																
23	233	清須市																

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2025年4月1日現在で開設済の施設)															
		問6-1 名 称	問6-2 設立年月日	問16		問17	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額 (千円)	問6-8 主 な 事 業							
				設置根拠 条例	設置根拠 2条例以外	自治体または施設 (両方を含む)と NWECとの 業務上の関わり	常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ない職員)	非常勤 (雇用(任用) 期間の定めが ある職員)		1 連携 ・ 協 働	2 広 報 啓 発	3 講 座	4 相 談 事 業	5 実 態 把 握	6 調 査 研 究	7 国 際 交 流	8 情 報 収 集
23	234	北名古屋市															
23	235	弥富市															
23	236	みよし市															
23	237	あま市															
23	238	長久手市															
23	302	東郷町															
23	342	豊山町															
23	361	大口町															
23	362	扶桑町															
23	424	大治町															
23	425	蟹江町															
23	427	飛島村															
23	441	阿久比町															
23	442	東浦町															
23	445	南知多町															
23	442	美浜町															
23	447	武豊町															
23	501	幸田町															
23	561	設楽町															
23	562	東栄町															
23	563	豊根村															

調査表4-3

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

愛知県

都道府県コード	市区町村名	市区町村	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)														
			問7-1			市区長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市区長数	うち女性副市区長数	女性比率(%)	町村長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	副町村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	自治会長数	うち女性自治会長数	女性比率(%)
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態															
			1			38	3	7.9	52	4	7.7	16	0	0.0	14	0	0.0	11,931	1,650	13.8
23	100	名古屋市				1	0	0.0	3	1	33.3							5348	1120	20.9
23	201	豊橋市				1	0	0.0	2	0	0.0							423	17	4.0
23	202	岡崎市				1	0	0.0	2	0	0.0							556	9	1.6
23	203	一宮市				1	0	0.0	2	0	0.0							809	89	11.0
23	204	瀬戸市				1	0	0.0	1	0	0.0							20	0	0.0
23	205	半田市				1	0	0.0	1	0	0.0							42	2	4.8
23	206	春日井市				1	0	0.0	2	0	0.0							552	93	16.8
23	207	豊川市				1	0	0.0	2	0	0.0							183	9	4.9
23	208	津島市				1	0	0.0	1	0	0.0							217	43	19.8
23	209	碧南市				1	1	100.0	1	0	0.0							116	0	0.0
23	210	刈谷市				1	0	0.0	2	0	0.0							23	0	0.0
23	211	豊田市				1	0	0.0	2	1	50.0							298	3	1.0
23	212	安城市				1	0	0.0	2	0	0.0							81	2	2.5
23	213	西尾市				1	0	0.0	1	0	0.0							400	6	1.5
23	214	蒲郡市				1	0	0.0	1	0	0.0							48	0	0.0
23	215	犬山市				1	0	0.0	1	0	0.0							317	29	9.1
23	216	常滑市				1	0	0.0	1	0	0.0							28	0	0.0
23	217	江南市	2010年2月20日	江南市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							139	16	11.5
23	219	小牧市				1	0	0.0	2	0	0.0							129	6	4.7
23	220	稲沢市				1	0	0.0	1	0	0.0							312	22	7.1
23	221	新城市				1	0	0.0	1	0	0.0							135	1	0.7
23	222	東海市				1	0	0.0	2	0	0.0							106	11	10.4
23	223	大府市				1	0	0.0	2	1	50.0							310	47	15.2
23	224	知多市				1	0	0.0	2	0	0.0							61	5	8.2
23	225	知立市				1	1	100.0	1	0	0.0							31	3	9.7
23	226	尾張旭市				1	0	0.0	1	0	0.0							244	37	15.2
23	227	高浜市				1	0	0.0	1	0	0.0							18	1	5.6
23	228	岩倉市				1	0	0.0	1	0	0.0							30	2	6.7
23	229	豊明市				1	0	0.0	1	0	0.0							128	20	15.6
23	230	日進市				1	0	0.0	1	0	0.0							19	1	5.3
23	231	田原市				1	0	0.0	1	0	0.0							126	0	0.0
23	232	愛西市				1	0	0.0	1	1	100.0							67	1	1.5
23	233	清須市				1	0	0.0	1	0	0.0							93	14	15.1
23	234	北名古屋市				1	0	0.0	1	0	0.0							32	1	3.1
23	235	弥富市				1	0	0.0	1	0	0.0							34	1	2.9
23	236	みよし市				1	0	0.0	1	0	0.0							25	1	4.0
23	237	あま市				1	0	0.0	1	0	0.0							42	1	2.4
23	238	長久手市				1	1	100.0	1	0	0.0							109	19	17.4
23	302	東郷町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	2	11.1
23	342	豊山町										1	0	0.0	1	0	0.0	27	7	25.9
23	361	大口町										1	0	0.0	1	0	0.0	11	0	0.0

都道府県コード	市区町村名	市町村	男女共同参画に関する宣言				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)													
			問7-1				問5 首長、自治会長等の状況(2025年7月1日現在)													
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態	市長数	うち女性市区長数	女性比率(%)	副市長数	うち女性副市長数	女性比率(%)	町長数	うち女性町村長数	女性比率(%)	村長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)	副町長数	うち女性副町村長数	女性比率(%)
23	362	扶桑町										1	0	0.0	1	0	0.0	43	1	2.3
23	424	大治町										1	0	0.0	0	0	0.0	45	5	11.1
23	425	蟹江町										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
23	427	飛島村										1	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0
23	441	阿久比町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	0	0.0
23	442	東浦町										1	0	0.0	1	0	0.0	15	2	13.3
23	445	南知多町										1	0	0.0	1	0	0.0	5	0	0.0
23	442	美浜町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
23	447	武豊町										1	0	0.0	0	0	0.0	18	0	0.0
23	501	幸田町										1	0	0.0	1	0	0.0	23	1	4.3
23	561	設楽町										1	0	0.0	1	0	0.0	32	0	0.0
23	562	東栄町										1	0	0.0	1	0	0.0			
23	563	豊根村										1	0	0.0	1	0	0.0			

＜選択肢回答＞

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No1

愛知県

調査時点コード			1	2025年4月1日	2	その他
---------	--	--	---	-----------	---	-----

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						問9-1		調査時点コード					
		問8-1			問8-2								(再掲)市町村防災会議(委員のみ)	(再掲)市町村防災会議(会長を含む)																			
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	総委員数	うち女性等数委員	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	問10地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他			
23 100	名古屋市		2026年3月	40~60%	96	93	2,044	722	35.3	法令又は条例により設置する付属機関及び条例に基づき執行機関以外におかれる機関	80	79	2,136	749	35.1	6	4	108	28	25.9	64	14	21.9	65	14	21.5	1		1		1		
23 201	豊橋市	35.0	2027年3月		50	45	583	142	24.4	法令・条例設置の審議会	50	45	583	142	24.4	6	4	45	13	28.9	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1		
23 202	岡崎市		2026年3月	0.375	69	65	915	281	30.7	市が規定した適用除外を除いた法令又は条例により設置されている審議会等	69	65	915	281	30.7	6	4	59	6	10.2	33	5	15.2	34	5	14.7	1		1		2	2025年3月31日	
23 203	一宮市	40.0	2027年3月		44	33	1,223	420	34.3	法令又は条例により設置されている審議会等	34	33	1,223	420	34.3	6	4	42	11	26.2	41	3	7.3	42	3	7.1	1		1		1		
23 204	瀬戸市	35.0	2027年3月		57	52	662	184	27.8	市の審議会等	44	40	489	125	25.6	6	5	42	13	31.0	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		2	2025年7月1日	
23 205	半田市	40.0	2032年3月		87	69	914	286	31.3	半田市審議会等設置運営要綱の規程に基づく審議会	13	12	194	55	28.4	6	5	34	12	35.3	24	1	4.2	25	1	4.0	2	2025年6月1日	1		1		
23 206	春日井市	40.0	2027年3月		63	60	740	239	32.3	・地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより、調停、審査、諮問又は調査のため市が設置する機関 ・要綱等の定めるところにより、専門知識の導入、市政に対する市民意見の反映等を目的として、市が設置するもの(ただし、市職員のみを構成員として組織されているもの、関係機関との連絡調整を主な目的とするもの、実行委員会等、イベント等を実施するために組織するもの又は市職員の研修、研究等を主な目的とするものを除く)	59	57	701	229	32.7	6	4	33	6	18.2	47	3	6.4	48	3	6.3	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	2	2025年3月31日	
23 207	豊川市			2025年度末のできるだけ早い時期に40%以上	32	31	681	229	33.6	法令・条例に基づき設置されている附属機関	32	31	681	229	33.6	6	4	37	10	27.0	39	7	17.9	40	7	17.5	1		1		1		
23 208	津島市	40.0	2031年3月		55	52	775	266	34.3	法律の規定(条例で定めることができるとされている)により制定された条例により設置されている審議会等	15	15	337	166	35.3	6	5	35	11	31.4	24	1	4.2	25	1	4.0	2	2025年6月1日	1		1		
23 209	碧南市	30.0	2034年3月		40	38	780	162	20.8		20	19	390	81	20.8	6	5	27	7	25.9	33	2	6.1	34	3	8.8	1		1		1		
23 210	刈谷市	45.0	2032年3月		29	28	445	126	28.3	地方自治法第202条の3に基づく附属機関	29	28	445	126	28.3	6	5	30	9	30.0	29	5	17.2	30	5	16.7	1		1		1		
23 211	豊田市			2029年度までに現状値(2023年)25.0%超	46	36	679	178	26.2	法令または条例に基づき設置する附属機関	46	36	679	178	26.2	6	5	41	9	22.0	37	2	5.4	38	2	5.3	1		1		1		
23 212	安城市	35.0	2029年3月		47	41	610	183	30.0	法令、条例により設置されている審議会等	47	41	610	183	30.0	6	5	30	9	30.0	26	6	23.1	27	6	22.2	1		1		1		
23 213	西尾市	40.0	2033年4月		58	50	864	234	27.1	市の審議会等(法令、条例設置)委員に占める女性委員の割合	31	27	463	116	25.1	6	4	34	5	14.7	36	1	2.8	37	1	2.7	1		1		1		
23 214	蒲郡市	30.0	2026年3月		96	79	1,293	314	24.3	政策決定に影響を及ぼすあらゆる審議会	19	19	461	113	24.5	6	5	37	10	27.0	33	2	6.1	34	2	5.9	1		1		1		
23 215	犬山市			目標達成期限:なし/目標値:女性委員が委員定数の3割以上となるように努めること。(犬山市附属機関等の設置及び運営に関する要綱)	53	47	620	176	28.4	地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置する機関	53	47	620	176	28.4	6	5	31	11	35.5	34	3	8.8	35	3	8.6	1		1		1		
23 216	常滑市	40.0	2029年3月		36	33	436	125	28.7	法・条例・規則・要綱等に基づく審議会	22	22	343	88	25.7	6	5	45	7	15.6	45	5	11.1	46	5	10.9	1		1		1		
23 217	江南市	40.0	2032年3月		33	29	477	137	28.7	法律、条例、規則または規程により設置されたもの	30	26	434	103	23.7	6	2	26	3	11.5	27	5	18.5	28	5	17.9	1		1		1		
23 219	小牧市	27.0		2026年3月まで	55	47	691	174	25.2	地方自治法第180条の5、第202条の3に基づく審議会等	49	45	658	168	25.5	6	2	33	6	18.2	34	2	5.9	35	2	5.7	1		1		1		
23 220	稲沢市	35.0	2028年3月		27	26	424	145	34.2	地方自治法に基づく附属機関	18	18	332	110	33.1	6	2	40	7	17.5	34	9	26.5	35	9	25.7	1		1		1		
23 221	新城市	40.0	2032年3月		66	54	1,122	269</																									

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				問9-1				調査時点コード											
		問8-1			問8-2				(再掲) 市町村防災会議(委員のみ)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)		(再掲) 市町村防災会議(会長を含む)													
		目標値(%)	目標達成期限	目標値	審議会等数	うち女性を含む委員数	うち女性等性委員数		審議会等数	うち女性を含む委員数	うち女性等性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性を含む委員数	うち女性等性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	問8 目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値	その他	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	その他	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	その他	その他			
23 223	大府市		2031年3月	2031年3月まで登用率が40~60%となるように	33	33	338	173	51.2	法令条例設置	33	33	338	173	51.2	6	5	36	16	44.4	22	11	50.0	23	11	47.8	1	1	1	1		
23 224	知多市	40.0	2031年3月		32	31	421	123	29.2	法律又は政令により設置されている審議会・委員会等、条例・規則等により設置されている会議等、その他市議会	25	24	315	101	32.1	6	6	38	9	23.7	25	7	28.0	26	7	26.9	1	1	1	1		
23 225	知立市		2029年3月	40~60%	44	37	461	141	30.6	地方自治法第180条の5に基づく審議会及び202条に基づく法令・条例に定められた審議会	38	31	431	133	30.9	6	6	30	8	26.7	23	5	21.7	24	5	20.8	1	1	1	1		
23 226	尾張旭市		2031年3月	40~60%	28	28	326	141	43.3	法令・条例で設置されている地方自治法に基づく附属機関	28	28	326	141	43.3	6	3	27	7	25.9	25	5	20.0	26	5	19.2	1	1	1	1		
23 227	高浜市				0	0	0	0			13	13	180	60	33.3	6	5	28	10	35.7	24	4	16.7	25	4	16.0	1	1	1	1		
23 228	岩倉市	35.0	2031年3月		43	38	575	199	34.6	法令・条例により設置されている会議等	43	38	575	199	34.6	6	4	31	6	19.4	21	3	14.3	22	3	13.6	1	1	1	1		
23 229	豊明市	30.0			50	46	593	194	32.7	法律または条例・要綱により設置されている附属機関	49	46	590	194	32.9	6	4	32	6	20.7	22	1	4.5	23	1	4.3	1	1	1	1		
23 230	日進市	40.0	2031年4月		50	50	543	211	38.9	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	50	50	543	211	38.9	6	4	28	8	28.6	27	5	18.5	28	5	17.9	1	1	1	1		
23 231	田原市	30.0	2027年3月		28	23	250	57	22.8	地方自治法第180条の5に基づき設置されている執行機関、法令、条例に基づき設置されている附属機関	18	17	211	50	23.7	6	5	39	7	17.9	25	2	8.0	26	2	7.7	1	1	1	1		
23 232	愛西市	40.0	2027年3月		41	40	532	207	38.9	地方自治法180条の5に基づく委員会や要綱に基づき設置された審議会等	13	13	170	58	34.1	6	4	37	9	24.3	18	5	27.8	19	5	26.3	1	1	1	1		
23 233	清須市	40.0	2027年3月		29	26	386	161	41.7	法令の規定により制定された条例に基づき、設置された審議会等	30	27	391	163	41.7	6	4	31	7	22.6	22	2	9.1	23	2	8.7	1	1	1	1		
23 234	北名古屋市	37.0	2028年3月		32	31	494	157	31.8	法令・条例で設置されている審議会等	32	31	494	157	31.8	6	4	32	8	25.0	28	10	35.7	29	10	34.5	1	1	1	1		
23 235	弥富市			令和12(2030)年度に40%以上60%以下	29	29	350	143	40.9	法令または条例に基づき設置されている機関(地方自治法第138条の4第3項に基づく付属機関)及び、要項・規則等に基づき設置されている審議会等	20	20	196	70	35.7	6	4	33	7	21.2	17	4	23.5	18	4	22.2	1	1	1	1		
23 236	みよし市	35.0	2034年3月		44	39	505	162	32.1	地方自治法第202条の3に基づく審議会等	43	38	495	160	32.3	6	3	29	6	20.7	24	2	8.3	25	2	8.0	1	1	1	1		
23 237	あま市	30.0	2032年3月		26	25	327	110	33.6	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	26	25	327	110	33.6	6	4	41	7	17.1	23	4	17.4	24	4	16.7	1	1	1	1		
23 238	長久手市	50.0		2024年~2029年3月まで 50%	47	47	488	218	44.7		25	25	259	115	44.4	6	3	25	5	20.0	23	8	34.8	24	9	37.5	2	2025年8月14日	2	2025年8月14日	1	
23 302	東郷町	40.0	2028年3月		20	18	225	61	27.1	地方自治法第202条の3に基づく法令及び条例による付属機関	19	18	222	61	27.5	5	4	24	6	25.0	28	1	3.6	29	1	3.4	1	1	1	1		
23 342	豊山町	50.0	2032年3月		29	26	290	103	35.5	町が設置する全ての審議会	14	13	132	42	31.8	5	2	20	3	15.0	21	5	23.8	22	5	22.7	1	1	1	1		
23 361	大口町	30.0	2027年3月		28	25	300	82	27.3	法令、条例及び規則に基づき設置された付属機関	28	25	300	82	27.3	5	2	24	4	16.7	24	1	4.2	25	1	4.0	1	1	1	1		
23 362	扶桑町	30.0	2028年3月		37	35	474	147	31.0	地方自治法(第202条の3)に基づく法令及び条例による付属機関	37	35	474	147	31.0	5	2	27	5	18.5	24	3	12.5	25	3	12.0	1	1	1	1		
23 424	大治町				4	3	23	5	21.7		15	12	140	42	30.0	4	3	23	7	30.4	22	6	27.3	23	6	26.1	1	1	1	1		
23 425	蟹江町	25.0	2027年3月		23	19	280	49	17.5		18	15	179	31	17.3	5	4	27	6	22.2	15	2	13.3	16	2	12.5	1	1	1	1		
23 427	飛島村	30.0	2028年3月		30	28	403	100	24.8	法律、政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会、会議等	11	9	106	20	18.9	5	3	32	4	12.5	17											

調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

愛知県

都道府県コード	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況				問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況				(再掲)市町村防災会議(委員のみ)		(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女を性委員含む員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	審議会等数	うち女を性委員含む員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	委員会等数	うち女を性委員含む員数	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)	総委員数	うち女等性委員	女性比率(%)
	清須市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	北名古屋市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	弥富市								3	2	67	12	17.9	0	0	0	0	0.0			
	みよし市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	あま市								2	1	27	4	14.8	0	0	0	0	0.0			
	長久手市								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	東郷町								1	0	3	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	豊山町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	大口町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	扶桑町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	大治町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	蟹江町								1	1	40	10	25.0	0	0	0	0	0.0			
	飛島村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	阿久比町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	東浦町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	南知多町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	美浜町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	武豊町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	幸田町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	設楽町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	東栄町								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			
	豊根村								0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0			

調査表4-4

市区町村別集計項目(女性公務員の登用)

愛知県

調査時点コード 1 2025年4月1日 2 その他

都道府県コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況																		問11-2 職務上の地位別職員在職状況																		問11-2			問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況						問11-5		
		うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						うち一般行政職						その他			うち管理職数			調査時点コード			その他			調査時点コード					
		管理職総数	うち管理職数	女性比率	うち管理職総数	うち女性職員数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	部局長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	課長補佐相当職	うち女性数	女性比率(%)	次長相当職	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	うち女性数	女性比率(%)	うち女性数	女性比率(%)	調査時点コード	その他	調査時点コード	その他	調査時点コード						
23 100	名古屋市	1,350	186	13.8	1,058	114	10.8	266	26	9.8	213	16	7.5	0	0	0	0	0	1,084	160	14.8	845	98	11.6	2,756	506	18.4	2,113	287	13.6	0	0	0	0	0	0	1	65	15	23.1	12	1	8.3	1					
23 201	豊橋市	300	50	16.7	141	18	12.8	69	5	7.2	18	2	11.1	60	16	26.7	6	0	0	171	29	17.0	117	16	13.7	284	92	32.4	149	37	24.8	564	212	37.6	255	66	25.9	1	20	4	20.0	3	0	0.0	1				
23 202	岡崎市	171	29	17.0	134	21	15.7	25	3	12.0	22	3	13.6	47	7	14.9	34	5	14.7	99	19	19.2	78	13	16.7	238	119	50.0	119	36	30.3	214	33.0	302	83	27.5	1	16	3	18.8	3	0	0.0	1					
23 203	一宮市	481	135	28.1	216	33	15.3	26	1	3.8	15	1	6.7	36	3	8.3	20	1	5.0	419	131	31.3	181	31	17.1	519	186	35.8	217	71	32.7	251	43.5	204	78	38.2	1	9	2	22.2	3	0	0.0	1					
23 204	瀬戸市	102	15	14.7	74	9	12.2	17	1	5.9	15	1	6.7	36	0	0	0	0	0	85	14	16.5	59	8	13.6	109	39	35.8	59	15	25.4	53	34.9	77	27	35.1	1	10	2	20.0	2	0	0.0	1					
23 205	半田市	53	6	11.3	48	6	12.5	11	1	9.1	10	1	10.0	1	0	0	1	0	41	5	12.2	37	5	13.5	81	42	51.9	49	19	38.8	110	55	50.0	65	18	27.7	1	8	2	25.0	1	0	0.0	1					
23 206	春日井市	223	41	18.4	80	8	10.0	28	3	10.7	16	1	6.3	51	9	17.6	0	0	0	144	29	20.1	64	7	10.9	303	110	36.3	23	20.0	498	184	36.9	201	48	23.9	1	12	1	8.3	2	0	0.0	1					
23 207	豊川市	197	24	12.2	101	9	8.9	26	3	11.5	14	1	7.1	38	4	10.5	22	1	4.5	133	17	12.8	65	7	10.8	170	57	33.5	80	13	16.3	343	125	36.4	125	44	35.2	1	9	2	22.2	0	0	0.0	1				
23 208	津島市	115	37	32.2	38	3	7.9	37	7	18.9	10	0	0	2	0	0	0	0	76	30	39.5	26	3	11.5	123	55	44.7	43	17	39.5	28	57	44.5	37	9	24.3	1	7	0	0.0	1	0	0.0	1					
23 209	碧南市	104	20	19.2	50	7	14.0	19	1	5.3	14	0	0	0	0	0	0	0	85	19	22.4	36	7	19.4	78	24	30.8	55	19	34.5	100	49	49.0	77	32	41.6	1	11	1	9.1	1	0	0.0	1					
23 210	刈谷市	69	6	8.7	64	4	6.3	16	1	6.3	16	1	6.3	19	2	10.5	19	2	10.5	34	3	8.8	29	1	3.4	84	26	31.0	62	13	21.0	161	52	32.3	115	18	15.7	1	12	2	16.7	3	0	0.0	1				
23 211	豊田市	273	30	11.0	199	21	10.6	24	4	16.7	19	2	10.5	77	8	10.4	65	8	12.3	172	18	10.5	115	11	9.6	341	113	166	43	25.9	717	217	30.3	355	64	18.0	1	17	2	11.8	5	0	0.0	1					
23 212	安城市	90	6	6.7	82	6	7.3	13	0	0.0	13	0	0.0	0	15	2	13.3	15	2	13.3	62	4	6.5	54	4	7.4	71	21	29.6	55	10	18.2	202	64	31.7	156	34	21.8	1	15	3	20.0	2	0	0.0	1			
23 213	西尾市	131	25	19.1	70	12	17.1	24	1	4.2	15	1	6.7	16	3	18.8	5	0	0	91	21	23.1	50	11	22.0	137	51	37.2	60	14	23.3	422	187	43.3	206	68	33.0	1	12	2	16.7	2	0	0.0	1				
23 214	蒲郡市	167	39	23.4	106	23	21.7	20	1	5.0	15	1	6.7	19	2	10.5	12	0	0	128	36	28.1	79	22	27.8	114	45	39.5	64	15	23.4	144	61	42.4	70	21	30.0	1	6	1	16.7	4	1	25.0	1				
23 215	犬山市	52	10	19.2	39	8	20.5	9	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	43	10	23.3	32	8	25.0	74	20	27.0	42	6	14.3	92	31	33.7	49	15	30.6	1</td												

調査表4-5

市区町村別集計項目(地方自治体職員の通称使用・市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

愛知県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議会名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、1を選択した場合、取得することができる休業期間は次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-4 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の件事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれかに一つ〇をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)
ドドドド	名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 2.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 3.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
23100	名古屋市	39	1の合計	53	0	50	6		49 51 48 51 50 37	
		10	2の合計	1	44	3	46		1 0 1 0 2 2	
		1	3の合計	0	8		1		0 0 0 0 0 0	
		4	4の合計	0	1				4 3 5 3 2 0	
23201	豊橋市	1	名古屋市職員旧姓使用取扱規程	名古屋市会	1	2	1	名古屋市会会議規則	2 1 2 1 1 2	
			第2条 本市における旧姓を使用できる文書等は、次の各号に掲げるものとする。 (1)職員名、名札その他単に氏名が記載されたもの (2)専ら組織内部で使用されている文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (3)職員の権利義務に係る文書等のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、職務遂行上又は事務処理上支障が生じないもの (4)その他の所属長が認める軽易なもの 2.公権力の行使にかかる文書、職員の身分関係を規定する文書、その他職務遂行上又は事務処理上、誤解や混亂を生じさせるおそれのある文書等については、旧姓を使用することはできない。				第6条 議員が疾病、出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その事由を議長に届け出なければならない。 2.前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。			
23202	岡崎市	1	豊橋市職員旧姓及び通称名使用取扱要綱	豊橋市議会	1	2	1	豊橋市議会会議規則	1 1 1 1 1 1	
			第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において、旧姓及び通称名(以下「旧姓等」といいます)を使用することができる。 (1)氏名が記載されているのみで、対外的に効果を生じない文書等 (2)専ら組織内部で使用される文書等で、容易に旧姓等を使用する職員の同一性を確認できる内容のもの (3)職員の権利義務に関する文書等で、旧姓等を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、当該旧姓等の使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの (4)前3号に掲げるもののほか、法令等に基づかない簡易な文書等で所属長が適当と認めるもの				第2条 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。			
			岡崎市職員通称使用取扱要綱	岡崎市議会	1	2	1	岡崎市議会会議規則	1 1 1 1 1 1	
			(趣旨) 第1条 この要綱は、岡崎市に勤務する一般職に属する職員(以下「職員」といいます)が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏名以外の氏名を一定の文書等に使用することを希望する場合の取扱いに關し必要な事項を定める。 (定義) 第2条 この要綱において、通称とは、次の各号のいずれかに該当し、その使用に当たって当該職員の同一性の確認等の面から支障がないと認められる氏名をいいます。 (1)旧姓(婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改める前の氏をいいます。) (2)性別違和を有する職員が使用を希望する戸籍とは異なる氏名 (3)自他共に認め一般に通用している氏名 (4)特別な事情等により、市長が特に必要と認める氏名 (通称の使用) 第3条 通称を使用することができる文書等は、通称を使用しても法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められるものとし、おおむね次のとおりとする。 (1)単に氏名を表示するだけの文書等及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じるおそれのない文書等 ア 名札 イ 職員名簿 ウ 名刺 エ 職員配席表 オ 事務分担表 (2)内部的なもので他に影響を及ぼさない文書等 ア 案文書 イ 決裁文書等の署名、押印 ウ 復印文書 エ 研修関係文書 オ 事務引継書 カ 人事考課等に係る文書 キ 自己申告書 ク 自己紹介票				第3条 2.議員は、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。			

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	問12-3 1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	問12-4 1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。 問12-5 1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-6 1. あり 2. なし 3. その他	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	議員の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他		
ココド	名	(3) 本人の権利義務に係る文書等のうち、通称の使用が法的に問題とならないもの ア 岡崎市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例施行規則及び岡崎市会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則における各様式(ただし、病気休暇については診断書等に記載の氏名を併記のこと。) イ 人事異動通知書 ウ 勤務概念義務免除申請書 エ 営利企業従事許可申請書 オ 自家用車公務使用申請書 (4) 前号に掲げるもののほか、職務遂行上通称を使用することに支障がないと認められる軽易な文書等 2 前項各号に掲げる文書等に通称を使用することを認められた場合は、全て通称により表示しなければならない。 (通称使用の申請) 第4条 通称使用を希望する職員は、通称を使用する日の1週間前までに様式第1号による通称使用承認申請書を、所属長を経由して任命権者に提出するものとする。 2 任命権者は、前項の規定による申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。 (通称使用の承認) 第5条 任命権者は、前項の規定による申請に対し、様式第2号による通称使用承認・不承認決定通知書を提出する。所属長を経由して承認の可否を通知するものとする。 (通称使用の取り消し) 第6条 任命権者は、前条の規定による承認をした後においても職務遂行上支障があると判断した場合は、当該承認を取り消すことができる。 2 前項の規定による取り消しは、様式第3号による通称使用取消通知書により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。 (通称使用の停止) 第7条 第5条の規定による承認を受けた職員(以下「通称使用者」という。)が通称使用を中止する場合は、通称使用を中止する日の1週間前までに様式第4号による通称使用中止届を、所属長を経由して任命権者に提出するものとする。 (通称使用者の責務) 第8条 通称使用者は、通称の使用に当たり、常に市民に誤解や混乱を生じさせないよう努めなければならない。 (所属長の責務) 第9条 所属長は、所属の職員の通称使用に適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 通称使用者が異動した場合は、旧所属の長は、新所属の長へ通称使用承認・不承認決定通知書の写しを送付して通称使用者である旨伝達するものとする。 (その他) 第10条 人事異動等により任命権者が異なることとなった場合は、異動先の任命権者は当該職員に関する通称使用の承認行為を引き継ぐものとする。 (離別) 第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に關し必要な事項は、当該事務を所管する部長が別に定める。														
23 203	一宮市	一宮市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1) 氏名が記載されているのみで、対外的に効果を生じない文書等 (2) 専用組織内部及び職員間で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できる内容のもの (3) 職員の権利・義務に関する文書等で、当該旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの (4) 前3号に掲げるもののほか、法令等の規定に基づかない軽易な文書等で所属長が適当と認めるもの 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書等については、旧姓を使用することはできないものとする。 (1) 職員の身分関係に関する文書等で、法令等の規定に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (2) 職員の権利・義務に関する文書等で、法令等に根拠があり、又は法令等の規定に基づく事務処理等に与える影響が大きいもの (3) 公権力の行使に関する文書等 (4) 前3号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を生じさせるおそれのある文書等	一宮市議会	1	2	1	一宮市議会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23 204	瀬戸市	瀬戸市職員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、職員が婚姻等によってその戸籍上の氏を改めたときに、その改氏によって生ずるおそれのある職業生活上の支障を回避できるよう、希望により改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を使用する場合の手続き等について定めるものとする。	瀬戸市議会	1	2	1	瀬戸市議会議規則 第2条2項 議員は、出産のため欠席するときは、同項の規定によるほか、あらかじめ、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の理由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
ココド	名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めていない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
23 205	半田市	半田市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 職員が旧姓を使用することができる文書等の基準は、法令上特別な効果を生じるおそれがない、かつ、容易に職員の同一性を確認することができる、職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混亂を招くおそれがないもののうち、別表第1に掲げるものとする。	半田市議会	1	2	1	半田市議会会議規則 (欠席の届出) 第二条 議員は、公務、疾病、育児、介護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	3	産前産後休暇中の報酬について、減額しない旨の規定があります。半田市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例 第二条 第一項 長期欠席期間 議員が療養、自己都合その他の理由により、九十日を超えて市議会の会議等に出席できなくなった場合の期間をいいます。ただし、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前から当該出産の日後八週間を経過する日までの期間は除く。	1 1 1 1 1 1
23 206	春日井市	春日井市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、公権力の行使に関わらないもので、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして、次に掲げるものとする。 (1)名札、名刺、席次表等に氏名が記載された文書等 (2)その他法令に基づかない軽易な文書等で、任命権者が認めるもの	春日井市議会	1	3	1	春日井市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1	
23 207	豊川市	豊川市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに際し必要な事項を定めるものとする。	豊川市議会	1	2	1	豊川市議会会議規則 第2条 2 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1	
23 208	津島市	津島市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに際し、必要な事項を定めるものとする。 (適用範囲) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員(以下「職員」という。)に適用する。 (承認申請) 第3条 職員は、文書等に旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1)により、市長に申請し、承認を受けなければならない。 2.前項の旧姓使用承認申請書は、所属長を経て人事課に提出するものとする。 (承認通知) 第4条 市長が旧姓の使用を承認したときは、市長は、旧姓使用承認通知書(様式第2)により、所属長を経て該職員に通知するものとする。 (承認の取消) 第5条 市長は、職員の旧姓使用によって職務の遂行上支障が生じていると認めるときは、当該職員に係る旧姓使用の承認を取り消すことができる。 (使用中止届) 第6条 第4条の規定により承認を受けた旧姓を使用している職員が、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第3)を、所属長を経て市長に提出しなければならない。 (旧姓を使用することができる文書等) 第7条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれがない、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、概ね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2.別表第2に掲げる基準に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (所属長及び使用者の責務) 第8条 所属長は、所属職員の旧姓使用に際し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2.旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、市民及び他の職員等に誤解や混乱が生じることないように努めなければならない。 (他団体等への派遣職員の取扱い) 第9条 他の地方公共団体及び公益的法人等へ派遣された職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。 (その他) 第10条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓使用に際し必要な事項は、市長が別に定める。 (附則) この要綱は、令和元年10月1日から施行する。 附 則 この要綱は、令和6年9月26日から施行する。 附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。	津島市議会	1	2	1	津島市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2	1 1 1 1 1 1	
23 209	碧南市	4	碧南市議会	1	2	2		2	1 1 1 1 1 1	

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												
都道府県	市区町村	議会名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。		
ココド	名	刈谷市議会	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	問12-1で1を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)		
23 210	刈谷市	1	刈谷市議員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員の旧姓使用(職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することをいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用的範囲) 第2条 旧姓使用ができる文書等は、次の各号のいずれにも該当しない文書等とする。 (1)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (2)滞納処分その他の公権力の行使に係るもの (3)職員の身分を証明するもの (4)職員の税、年金、保険、預貯金等に係るもの (5)他の地方公共団体又は公益的法人等に派遣された場合にあっては、派遣先の団体において旧姓の使用に制約のあるもの (6)前各号に掲げるもののほか、職務遂行上又は事務処理上支障があると市長が認めるもの (旧姓使用的届出) 第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届出書(様式第1号)により市長に届け出なければならない。 (旧姓使用職員及び市長の責務) 第4条 前条の規定により届け出をした職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、旧姓使用に当たっては、市民、他の職員等に誤解又は混亂を生じさせることがないよう常に留意しなければならない。 2 市長は、職員の旧姓使用について、適正な運用管理に努めなければならない。 (旧姓使用の中止等) 第5条 旧姓使用職員は、旧姓使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届出書(様式第2号)により市長に届け出なければならない。 2 前項の規定により届け出をした職員は、特別の事由がない限り、同じ旧姓に係る第3条の規定による届出をすることができない。 (委任) 第6条 この要綱に定めるもののほか、旧姓使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。	刈谷市議会	1	2	1	刈谷市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、怠り、疾病、看護、介護、配偶者の出産補助、育児、災害その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内においてその期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2			配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他
23 211	豊田市	1	豊田市職員旧姓使用取扱要綱 第4条 市長は、前条の申請に對して公務遂行上または事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓使用を承認するものとする。	豊田市議会	1	2	1	豊田市議会会議規則 (欠席の届出) 第3条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付し、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため会議に出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2			1 1 1 1 1 1
23 212	安城市	1	安城市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用的範囲) 第2条 婚姻等により氏を改めた職員(婚姻等により氏を改めた後、相当の期間の経過により、その改めた氏の呼称が社会的に認知されると認められる職員を除く。)は、次の各号のいずれにも該当しないものであって、別表に掲げる文書等について、旧姓を使用することができる。 (1)法令等により戸籍上の氏名を使用することが定められているもの (2)滞納処分その他の公権力の行使に關わるもの (3)税、年金、保険、預貯金等に關わるもの (4)他の地方公共団体、公益的法人等に派遣された場合にあっては、派遣先団体において旧姓の使用に制約のあるもの	安城市議会	1	2	1	安城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため欠席するときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2			1 1 1 1 1 1
23 213	西尾市	1	西尾市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏が改めた場合で、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を一定の文書等に使用することを希望する場合の取扱いに、必要な事項を定めるものとする。	西尾市議会	1	2	1	西尾市議会会議規則 議会 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2			1 1 1 1 1 1
23 214	蒲郡市	2		蒲郡市議会	1	2	1	蒲郡市議会会議規則 第1章 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2			1 1 1 1 1 1
23 215	犬山市	2		犬山市議会	1	2	1	犬山市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出なければならない。	2			1 1 1 1 1 1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査																
都道府県	市区町村	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7							
都	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)							
県	市	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他						
23 216	常滑市	1	常滑市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用すること(以下「旧姓使用」という。)に關し、必要な事項を定めるものとする。	常滑市議会	1	2	1	常滑市議会会議規則 第1章 会議 第1節 総則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
23 217	江南市	1	江南市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	江南市議会	1	3	1	江南市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
23 219	小牧市	1	小牧市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令に抵触せず、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして、別表に掲げる範囲の文書等における事務に限りるものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第3条 旧姓の使用を希望する職員は、旧姓使用承認申請書(様式第1)により、所属長を経由して市長に提出しなければならない。 (旧姓使用の承認) 第4条 市長は、前条の申請があったときは、申請した職員に対し、第2条に規定する旧姓使用の範囲をよく示し、旧姓を使用するものとする。ただし、市長は、第2条に規定する旧姓使用の範囲であっても当該職員で旧姓を使用することにより職務遂行上又は事務処理上支障が生ずる特別の理由があると認めるときは、旧姓使用を承認しないことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2)により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。	小牧市議会	1	2	1	小牧市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第89条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
23 220	稲沢市	1	稲沢市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓使用の承認) 第4条 市長は、前条の申請があり、これを審査し適当と認めるときは、旧姓使用を承認するものとする。	稲沢市議会	1	2	1	稲沢市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査										
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
ココド	名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めない。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定があり、運用上も認めない。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他		
23 221	新城市	新城市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (趣旨)この要綱は、新城市に勤務する職員(非常勤職員及び臨時職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関必要な事項を定めるものとする。 (旧姓を使用することができる文書等) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法律等に抵触するおそれがない、かつ、公務の正常的な運営を妨げるおそれがないと認められる文書等であって、次に掲げるものとする。 (1)専ら組織内部及び職場間で使用される文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの (2)職員の権利又は義務に係る文書等で、容易に職員の同一性を確認できるもの (3)対外的に使用されるが、職員の氏名が記載されているのみで、特別な法律関係を生じさせるおそれのない文書等 (4)その他法令等に基づかない文書等で市長が認めるもの (旧姓使用の届出) 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用届出書(様式第1)を所属長を通じて秘書人事課長へ提出しなければならない。 (旧姓使用の開始) 第4条 旧姓使用の届出をした職員(以下「旧姓使用職員」という。)は、届出をした日の翌日から旧姓の使用ができるものとする。 (旧姓使用職員の責務) 第5条 旧姓使用職員は、旧姓を使用するに当たって、常に市民に対して又は職場において、誤解や混乱を生じないように努めなければならない。 2 旧姓使用職員は、旧姓を使用することができる文書等については、統一して旧姓を使用しなければならない。 (所属長の責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に関し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓使用職員が異動したときは、異動前の所属長は、旧姓使用職員である旨を異動先の所属長に報告しなければならない。 (旧姓使用の中止) 第7条 旧姓使用職員は旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第2)を所属長を通じて秘書人事課長に提出しなければならない。 2 戸籍上の姓を改めた場合を除き、前項の規定により旧姓の使用を中止した職員は、特別な事由がない限り、再び同じ旧姓を使用することはできない。 (旧姓使用的取消) 第8条 市長は、旧姓使用職員による旧姓の使用が職務の遂行に著しい支障があると認められるときは、旧姓の使用を取り消すことができる。 2 市長は、前項の規定により旧姓の使用を取り消したときは、旧姓使用取消通知書(様式第3)により、職務の遂行に著しい支障があると認められる理由を付して、所属長を通じて当該旧姓使用職員に通知しなければならない。 3 第1項の規定により、旧姓の使用が取り消された旧姓使用職員は、第2項の事由が消滅した場合には、再度、旧姓の使用の届出をすることができる。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用について必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 (施行期日) 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この要綱の施行の日前に婚姻等により戸籍上の氏を改めた職員のうち旧姓を使用しようとするものは、平成31年5月31までに、旧姓使用届出書を所属長を通じて秘書人事課長に提出するものとする。	新城市議会	1 2 1	新城市議会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1		
23 222	東海市	東海市職員の旧姓使用に関する要綱 第2条 旧姓を使用することができる文書等の基準は、次の各号のいずれにも該当するものであつて、別表第1に掲げるものとする。 (1)法令上特別な効果を生じるおそれがない、かつ、容易に職員の同一性を確認することができるもの (2)職務遂行上又は事務処理上、誤解又は混乱を招くおそれがないもの	東海市議会	1 2 1	東海市議会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかるわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2		1 1 1 1 1		
23 223	大府市	大府市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。	愛知県大府市議会	1 2 1	大府市議会議規則 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (欠席、遅刻又は早退の届出) 第79条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議員長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかるわらず、議員は、出産のため出席できないときは、出産予定期日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議員長に欠席届を提出することができる。	1	大府市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例、大府市議会の議員の議員報酬等の特例に関する条例申合せ事項 (適用除外) 第5条、第3条第1項の欠席が次の事由によるときは、前2条の規定は適用しない。 (1)公務上の災害等 (2)その他議長が認める場合 第1節 例則の適用除外 (1)条例第5条第2号に規定する「その他議長が認める場合」とは、次の各号のいずれかに該当するときとする。 カ 産前及び産後の休養(大府市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年大府市規則第3号)に規定する産前及び産後の特別休暇期間の範囲内とする。)	1 1 1 1 1 1		

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都道府県	市区町村	議会名	問12-1	問12-2	問12-3	問12-4	問12-5	問12-6	問12-7						
都	市	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-1で1を選択した場合、取得することができる休業期間は、次のうちどれか。	問12-1で2を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-1で3を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-5で1を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5で2を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。						
県	市	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。						
コ	市	議会名	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上も認めている。 4. 明記した規定がない、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。						
ド	名	知多市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓使用ができる文書等は、法令に抵触せず、公権力の行使に関わらないもので、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして別表に掲げるものとする。 (旧姓使用の承認申請) 第3条 旧姓使用しようとする職員は、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経由して任命権者に提出し、承認を受けなければならない。	知多市議会	1	2	1	知多市議会会議規則 第2条 議員は、次に掲げるいずれかの事由により会議を欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事情により届け出しができないときは、その事情がなくなった後、速やかに届け出るものとする。 (1) 公務 (2) 負傷又は疾病 (3) 議員の配偶者の出産補助 (4) 育児 (5) 議員の配偶者、父母、又は配偶者の父母を看護し、又は介護する必要があるとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、相当の事由があると認められるとき。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。				
23	224	知多市	1	2	1	知立市職員の旧姓使用に関する要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により姓を改めた場合において、従前の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	知立市議会	1	2	1	知立市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。
23	225	知立市	1	2	1	尾張旭市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(第1号様式)を所属長を経由して市長に提出し、承認を受けなければならない。	尾張旭市議会	1	3	1	尾張旭市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため欠席するときは、その理由を付け、原則として当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。
23	226	尾張旭市	1	2	1	高浜市職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この要綱は、婚姻、離婚、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた職員について、当該改める前の氏(以下「旧姓」という。)を市文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	高浜市議会	1	2	1	高浜市議会会議規則 (欠席又は遅刻の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、原則として当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。
23	227	高浜市	1	2	1	岩倉市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、岩倉市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	岩倉市議会	1	2	1	岩倉市議会会議規則 第2条 職員は、自らの出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。
23	228	岩倉市	1	2	1	豊明市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、豊明市職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	豊明市議会	1	3	1	豊明市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、自らの出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。
23	229	豊明市	1	2	1	豊明市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 (旧姓を使用する範囲) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、次の各号に定めるものとする。 (1) 専ら組織内部で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できるもの。 (2) 職員の権利義務に係る文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認でき、旧姓の使用を原則とする場合のおそれがないもの。 (3) 対外的に使用されることがあるが、単に氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を生じさせるおそれがないもの。 2. 各号に該当する文書等には、旧姓を使用することができない。 (1) 公務員の身分関係にあるもの。 (2) 職員の権利義務に係るもの等で特別な法律関係を生じさせるおそれのあるもの。 (3) 公権力の行使に係るもの等、対外的に大きな影響を与えるおそれがあるもの	豊明市議会	1	3	1	豊明市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。
23	230	日進市	1	2	1	日進市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	日進市議会	1	3	1	日進市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2. 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1 1 1 1 1 1	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.をを選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.をを選択した場合、出産に係る産前産後期間を明記するか。	問12-4 1.をを選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
ココド	名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名 1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上認めている。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他						
23 231	田原市	田原市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次の各号に掲げる文書等において、旧姓を使用することができる。 (1)氏名が記載されているのみで、対外的に効果を生じない文書等 (2)専ら組織内部及び職員間で使用される文書等で、容易に当該旧姓を使用する職員の同一性を確認できる内容のもの (3)職員の権利義務に関する文書等で、当該旧姓を使用する職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用を原因とする係争のおそれがない内容のもの (4)前3号に掲げるもののほか、法令等に基づかない簡単な文書等で所属長が適当と認めるもの	田原市議会 1	2	1	田原市議会会議規則 第2条第2項及び第85条第2項:議員(委員)は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		田原市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 第3条 議員に長期欠席期間が生じたときは、議員報酬を減額する。 第5条 次に掲げる事由により市議会の会議を長期間欠席したときは、前2条の規定は適用しない。 (1)公務上の災害 (2)その他議長が認める事由 ※出産に伴う会議の欠席については適用除外して減額を行わないと申し合わせている。	1	1	1	1	1	1
23 232	愛西市	愛西市職員旧姓使用取扱要綱 第1条この要綱は、職員が婚姻、養子縁組、その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻組等により改める前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。	愛西市議会 1	2	1	愛西市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23 233	清須市	清須市職員旧姓等使用取扱規定(平成21年9月30日訓令第32号) 第2条 職員は、市長の承認を得て、職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものについて、旧姓等を職場での呼称として使用することができる。	清須市議会 2							4	4	4	4	4	
23 234	北名古屋市	北名古屋市職員旧姓使用取扱規程 (旧姓の使用) 第2条 職員は、法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定に反するおそれのない、専ら職員間で使用している文書等において、職務遂行上又は事務処理上支障を生じないものに限り、旧姓を使用することができる。	北名古屋市議会 1	2	1	北名古屋市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23 235	弥富市	弥富市職員の旧姓使用に関する要綱 第4条 市長は、前条の申請に対して公務遂行上又は事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓を使用を承認するものとする。	弥富市議会 1	2	1	弥富市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23 236	みよし市	みよし市職員の旧姓使用に関する取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を市の文書等において使用することに關し、必要な事項を定めるものとする。	愛知県みよし市議会 1	2	1	みよし市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1		みよし市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例を定める条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、市議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その職に応じた議員報酬に、市議会の会議等を欠席した日から、市議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 2 前項の規定は、欠席期間が90日を超える日の属する月の翌月(その日の初日であるときは、その日の属する月)以降、市議会の会議等に出席した日の属する月(その日の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。	1	1	1	1	2	2
23 237	あま市	あま市職員の旧姓使用に関する要綱 (旧姓使用の範囲) 第2条 旧姓を使用することができる文書等は、法令に抵触せず、公権力の行使に関わらないもので、職務遂行上又は事務処理上支障がないものとして別表1に掲げるものとする。ただし、別表2に掲げる基準に該当する文書等については、旧姓を使用することができない。	あま市議会 1	2	1	あま市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
23 238	長久手市	長久手市職員の旧姓使用に関する要綱 第4条 任命権者は、前条の申請に対して公務遂行上または事務処理上支障がないと認められるときは、旧姓を使用を承認するものとする。	長久手市議会 1	3	1	長久手市議会会議規則 (欠席等の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 (平27議会規則1・令3議会規則2・一部改正)	1		長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (議員報酬の減額) 第6条 議員が長期間定例会を欠席した場合の議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、定例会の会期日程の全てを欠席した場合を(回として、その欠席した回数(以下「欠席回数」という。)に応じて、議員報酬に次の各号に定める割合を乗じて得た額を減額する。 (1)欠席回数が連続して回 100分の20 (2)欠席回数が連続して回 100分の30 (3)欠席回数が連続して回 100分の50 2 前項の規定は、欠席回数が連続して2回以上となる定例会の末日の属する月の翌月から適用する。 3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、定例会に出席したときは、当該定例会に出席した日の属する月の翌月から議員報酬の減額を解除する。 (平29条例11・追加、令2条第36・一部改正)	1	1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査															
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 1.を選択した場合、取得する休業期間は、次のうちどれか。	問12-4 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上認めている。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)						
ココド	名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議会名	1.明記した規定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に事例がない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。	1.産前産後期間を明記した規定がある。 2.産前産後期間を明記した規定はない。	1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産育児家族の看護家族の介護疾病その他					
23 302	東郷町	職員の旧姓使用について(通知) このことについて、下記のとおり取扱うこととしたので貴所属職員に周知願います。 記 1.に定める文書等に記載された職員の氏名について、当該職員から旧姓使用の申出があった場合、旧姓の記載等を行ふこととする。 2.文書等とは以下に掲げるものをさす。 (1)職場での呼称 (2)起案文書の起業者名 (3)座席表 (4)出勤簿 (5)休暇承認簿 3.旧姓使用の手続きについては、別紙のとおり行うこととする。 4.この取扱いについては、平成15年7月1日から実施する。	東郷町議会	1	3	1	東郷町議会の会議に関する規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	1	東郷町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例 (議員報酬の減額) 第3条 議員が自己都合、疾病その他の事由により、町議会の会議等を長期間欠席したときの議員報酬は、その間に応じた議員報酬に、町議会の会議等を欠席した日から、町議会の会議等に出席した日の前日までの期間(以下「欠席期間」という。)に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。 欠席期間 割合 180日を超えて365日以下であるとき 100分の80 365日を超えて730日以下であるとき 100分の70 730日を超えるとき 100分の50 2.前項の規定は、欠席期間が180日を超える日の属する月の翌月(その日の初日であるときは、その日の属する月の前月)以降、町議会の会議等に出席した日の属する月(その日の初日であるときは、その日の属する月の前月)まで適用する。 (期末手当の減額) 第4条 6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)のそれぞれの基準日以前6か月以内の期間において、議員報酬が減額支給された月があるときは、その間に応じた期末手当に、欠席期間に応じて、前条第1項の表に定める割合を乗じて得た額とする。 2.基準日以前6か月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なる場合は、減額割合の大きい方を適用する。	1	1	1	1	1	1
23 342	豊山町	2	豊山町議会	1	2	1	町村議会会議規則 第二条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
23 361	大口町	2	大口町議会	1	2	1	大口町議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.議員が出席のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
23 362	扶桑町	1	扶桑町議会	1	2	1	扶桑町議会会議規則 第2条 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
23 424	大治町	1	大治町議会	1	2	1	大治町議会会議規則 第二条 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1
23 425	蟹江町	3	蟹江町議会	1	2	1	蟹江町議会会議規則 第2条2項 前項の場合において、議員が出産のため出席できないときは、出産の予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			4	1	4	1	1
23 427	飛島村	1	飛島村議会	1	2	1	飛島村議会会議規則 (旧姓の使用) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、法令、条例等の規定に抵触するおそれがない、専ら職員間で使用している文書等で、職務遂行上又は事務処理上支障がない文書等において、旧姓を使用することができる。	2			1	1	1	1	1
23 441	阿久比町	2	阿久比町議会	1	2	1	阿久比町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1

市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査											
都道府県	市区町村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 間12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 間12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 間12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 間12-1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-6 間12-5で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-7 議員の行事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1.個別の各事由を明記した規定がある。 2.個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3.個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4.個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。 (2及び3の場合を除く。)	
コロド	コロド	議会名	1.明記した規定があり、認めている。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がない、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1.定がある。 2.明記した規定はないが、運用上認めている。 3.明記した規定がなく、運用上も認めている。 4.明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことない。	1.労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2.労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3.労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4.期間の定めはない。			1.あり 2.なし 3.その他	その他具体例	配偶者の出産 育児 家族の看護 家族の介護 疾病 その他	
23 442	東浦町	2	東浦町議会	1	2	1	東浦町議会会議規則 (欠席の届出) 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
23 445	南知多町	2	南知多町議会	1	2	1	南知多町議会の会議に関する規則 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
23 446	美浜町	2	美浜町議会	1	2	1	美浜町議会会議規則(平成2年12月25日議会規則第2号) 第1章 総則(欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 4 1 1 1
23 447	武豊町	2	武豊町議会	1	2	1	武豊町議会会議規則 第1章 総則第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないとき、又は遅刻するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
23 501	幸田町	2	幸田町議会	1	2	1	第2条 第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
23 561	設楽町	4	設楽町議会	1	3	2		2			4 4 4 4 2
23 562	東栄町	4	東栄町議会	1	2	1	東栄町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2.前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1 1 1 1 1 1
23 563	豊根村	4	豊根村議会	1	4	2		2			4 4 4 4 4

調査表4-5 市区町村別集計項目(市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査)

愛知県

調査時点 議会関係は2025年7月1日(その他2025年4月1日)

都道府県	市町村	市町村	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 す る 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	災害対策本部への女性の配置状況	研修の実施状況													
道府県	市町村	市町村	問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する議会が議会に設置または提供されているか。	問12-11 間12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、今後4年内に内閣府が公表した教材等におけるハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通常又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 間16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野で男女共同参画のために実施していることがあれば記入ください。	問13 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	問13-1 本部員数(※本部長を含む人)うち女性(人)	女性比率(%)	市内議員における男女共同参画の視点からの防災復興をテーマとした研修の実施状況													
県	市町村	市町村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。臨時のものも含む。 2. 授乳室等に必要な場所の設置または提供がされている。 3. 要な場所の設置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳室等に必要な場所の設置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 3. 設置または提供がされている。 (臨時のものも含む) 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、予定もない。	1・ハラスメント防止に関する規定 2・倫理規範等を設置している 3・その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用する予定である。 3. 行っておらず、現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用する予定である。 4. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 2. 研修において利用する予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がない、運用上認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられない。 3. その他(不明等)																		
コロナド	市町村	市町村																												
23 230	日進市		4	4	3				2	3	3	1	日進市議会議員の通称名等の使用に関する規程	日進市地域防災計画<地震災害対策計画> 日進市地域防災計画<風水害・原子力等災害対策計画>			15	1	6.7	○										
23 231	田原市		2	2	3				1	3	3	4	第6条 議員は、前条に規定する通称名又は情婦等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用許可申請書(様式1)を議長に提出し承認を得なければならない。 2. 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、又は議員としての活動上支障がないと認めたときは、通称名等の使用を承認するものとする。	市は、男女共同参画の観点から地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について内室及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。			17	1	5.9											
23 232	愛西市		4	4	3				1	3	3	4		愛西市地域防災計画	○市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について内室及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。			14	1	7.1										
23 233	清須市		4	4	3				3		3	4						14	0	0.0										
23 234	北名古屋市		4	2	3				1	3	3	1	北名古屋市議会議員氏名の通称名等の使用に関する規程	北名古屋市議会議員氏名の通称名等の使用に関する規程			9	1	11.1											
23 235	弥富市		4	4	3				3		3	2	第2条 議員は、議会において使用する氏名について、次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める通称等(以下「通称名等」という。)を使用することができます。 1. 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第6項に規定する議員の通称等をさす場合 当該規定を適用する場合 2. 北名古屋市議会議員の通称等をさす場合 平成25年議会規則第2号に掲げる通用字体(括弧書きが記されているものについては、括弧の外のものをいう。)又は戸籍法施行規則昭和22年司法省令第94号別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」と称称する。)と異なる字体が氏名に用いられている場合 通用字体以外の字体をその対応する通用字体に変更した場合 3. 婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍等に記載された氏を変更した場合 変更前の氏	市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や設備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携について徹底を図る。 また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について内室及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。			43	5	11.6											
23 236	みよし市		4	4	3				3		3	2		みよし市地域防災計画	④応急活動のためのマニュアルの作成等 市は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講すべき対策等を体系的に整理した応急活動のためマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や設備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携について徹底を図る。 また、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について内室及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。			87	28	32.2										
23 237	あま市		4	4	1	1			1	3	3	4	あま市議会ハラスメント防止条例	特になし			9	1	11.1											
23 238	長久手市		4	4	3				1	3	3	2	第3条 議員は、市内の代表として市政に携わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理観と品位を持ち、ハラスメントの防止及び根絶に関する行動指針を遵守し、ハラスメントの防止及び根絶に努めるものとする。 2. 議員は、ハラスメントが個人の人格及び尊厳を不当に傷つけ、その能力の発揮及び良好な職務環境の確保を害する行為であることを自覚し、議員及び職員の人格及び尊厳を尊重した活動をしなければならない。 3. 議員は、自己よりハラスメントがあつたと疑われるときは、自ら誠実な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、説明責任を負うべきである。 4. 議員は、ハラスメントに当たると認められる行為を自警又は把握したときは、当該行為を行っている者に対し厳に慎むべき旨を指摘するよう努めるとともに、目撃又は把握した内容を議長に報告しなければならない。	特になし				2									9	1	11.1	
23 239	東郷町		4	4	2				1	3	2	2		長久手市地域防災計画	長久手市地域防災計画			12	1	8.3										
23 240	豊山町		4	4	2				1	2	2	4	大口町議会議員政治倫理規程	特になし			9	0	0.0											
23 241	大口町		4	4	1	1			1	1	3	4	第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 路 (2) 路 (3) 路 (4) いかなる場合であっても、ハラスメント(他の者が不快に感じる言動又は行為をいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。	特になし				2									10	1	10.0	

